

令和８年度山形県ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業費補助金
(住まいの支援分) 交付要綱

(目的及び交付)

第１条 知事は、ひとり親家庭の県外からの移住を促進し、地域への定着を図るため、令和８年度山形県ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業実施要綱（令和８年７月15日付けこ家母第491号しあわせ子育て応援部長通知。以下「実施要綱」という。）第３条第２号に規定する住まいの支援として、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年８月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で次条に掲げる補助対象者に対し補助金を交付する。

(補助対象者)

第２条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、実施要綱第５条第１号から第３号までのすべてに該当する者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第３条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第４条 規則第５条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第１号）の提出期限は、県外から実施要綱第２条第３号に規定する実施市町村に令和８年９月30日までに転入した者にあつては令和８年11月６日、令和８年10月１日以降に転入した者にあつては令和９年２月26日とし、添付すべき書類は、交付申請額計算書（様式第１号）のほか、別表第２に掲げるとおりとする。

(交付の決定)

第５条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第６条 規則第７条第１項第１号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 住まいの支援における住宅賃貸借契約の変更
- (2) 補助金の額の増を伴う変更
- ２ 規則第７条第１項第１号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第２号）を提出しなければならない。
- ３ 規則第７条第１項第１号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第７条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第２号）の提出期限は、令和９年４月９日とし、添付すべき書類は、別表第２のとおりとする。

(補助金の支払い)

第８条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命ずることができる。

- (1) 移住後3年を経過しないうちに、補助対象者が県外又は実施要綱第2条第3号に規定する実施市町村以外の県内市町村に転出したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他知事が必要と認めたとき。

(帳簿等の保管)

第10条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年7月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1

補助対象経費	補助金の額
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った補助対象者が契約の当事者である住宅賃貸借契約に基づく家賃（管理費、共益費及び駐車場料金を除く。）で、補助対象者が新たに実施要綱第2条第3号に規定する実施市町村の区域内に住所を定めた月（本表において「転入月」という。）の翌月から第36月までのもの。 ただし、この補助金以外の国や市町村の補助金等の対象経費に計上したものは、補助の対象としない。	次により算出した額の合計額 1 転入月の翌月から第24月目までにあつては、補助対象経費の額又は当該月数に2万円を乗じて得た額のいずれか低い額 2 転入月の翌月から起算して第25月目から第36月目までにあつては、補助対象経費の額又は当該月数に1万円を乗じて得た額

別表第2

交付申請書	実績報告書
1 転入日がわかる住民票謄本の写し 2 住宅賃貸借契約書（家賃の額、契約締結の押印が確認できるページ）の写し 3 補助金の振込先口座とする申請者名義の預貯金通帳（口座名義人（フリガナ）、口座種別、口座番号、金融機関、本・支店名が記載されたページ）の写し 4 その他、知事が必要と認める書類	家賃の支払いを証明する書類